

## Go To トラベルキャンペーンについて

国土交通省 観光庁の「Go To トラベルキャンペーン」が2020年7月22日より実施され、THE GENERAL KYOTO は当キャンペーン対象ホテルとして登録されております。

- THE GENERAL KYOTO 公式サイトでご予約の場合

- ・ ご旅行後に割引分の還付申請をお客様ご自身で申請していただく必要がございます。チェックアウト時に、当ホテルよりご宿泊証明書とお支払い明細をお渡しいたします。申請の詳細については、「Go To トラベル旅行者向け公式サイト」にてご確認ください。ご旅行後にご自身で Go To トラベル事務局に還付申請を行うことにより、割引相当額の給付を受けられます※。

※7月22日以降に開始し、8月31日までに終了する旅行であること（9月1日チェックアウト分まで）が条件です。

※還付申請期間は8月14日～9月14日です。

[観光庁 Go To トラベル事業公式サイトはこちらからご確認ください。](#)

- ・ 今後、Go To トラベル専用プランを THE GENERAL KYOTO 公式サイト内で販売予定です。

販売開始後のご予約につきましては、「STAYNAVI(ステイナビ)サイト」にて Go To トラベルキャンペーンの宿泊割引クーポンの発行手続きを行ってください。STAYNAVI で発行された Go To トラベルキャンペーン宿泊割引クーポンの番号をフロントに提示することにより、割引が適用となります。

[公式サイト STAYNAVI はこちらからご確認ください。](#)

- 旅行会社や宿泊予約サイトでご予約の場合

当キャンペーンの還付相当額の割引販売で申し込まれた場合は、お客様ご自身での還付申請は必要ございません。

ご利用の旅行会社や宿泊予約サイトにご確認ください。

[THE GENERAL KYOTO の新型コロナウイルス感染対策につきましては、こちらからご確認ください。](#)